

保護具着用管理責任者教育

改正された労働安全衛生規則等により、以下の場合、保護具着用管理責任者の選任が義務化されました。(令和6年4月1日施行)(労働安全衛生規則第12条の6)

1. リスクアセスメント対象物を製造し、又は取扱う事業場であって、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させる場合
2. 特化則や有機則等の特別則における、第三管理区分作業場について、作業環境の改善が困難と判断された場合で、労働者に保護具を使用させる場合

なお、事業場において保護具着用管理責任者を保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者から選任できない場合は、**保護具着用管理責任者教育を受講した者から選任すること**とされています。本教育は保護具着用管理責任者に対する教育実施要領に基づき、保護具着用管理責任者に必要な学科教育及び実技教育を行うものです。

1 開催日時・会場・定員

| 開催月日時 | 会 場 | 定 員 |
|----------------------------------|-------------------------------|-----|
| 令和8年6月5日(金) 8時50分より(受付8:30より) | 松江市学園一丁目5番35号 (一社)島根労働基準協会 | 60名 |

※車でご来場の場合、詰込み駐車になり、途中退場が出来ない場合があります。

2 対 象 者

当該事業場において、保護具着用の管理・指導を担当する方

3 科目・時間割

| 科 目 | 時間(H) | 時 間 割 |
|-------------------------|-------|---------------|
| オリエンテーション | | 8:50 ~ 9:00 |
| 保護具着用管理 | 0.5 | 9:00 ~ 9:30 |
| 関係法令 | 0.5 | 9:30 ~ 10:00 |
| 《休憩》 | | 10:00 ~ 10:10 |
| 労働災害の防止に関する知識 | 1.0 | 10:10 ~ 11:10 |
| 《休憩》 | | 11:10 ~ 11:20 |
| 保護具に関する知識 | 3.0 | 11:20 ~ 12:20 |
| 《昼食・休憩》 | | 12:20 ~ 13:10 |
| 保護具に関する知識 (続) (休憩10分含む) | | 13:10 ~ 15:20 |
| 《休憩》 | | 15:20 ~ 15:30 |
| 保護具の使用方法等 (実技) | 1.0 | 15:30 ~ 16:30 |

4 受講料・テキスト代 (消費税率 10% 税込) ※インボイスは領収書発行で対応いたします

| 受講者の別 | 受講料 | テキスト代 | 計 |
|-----------|---------|--------|---------|
| 会員事業場の受講者 | 9,900円 | 1,320円 | 11,220円 |
| その他の受講者 | 13,200円 | 1,320円 | 14,520円 |

振込の場合(振込手数料は、振込人の負担)は、下記の口座に受講料(テキスト代を含む)をお振込み後、**必ず受講申込書に振込金受取書(振込が確認できるもの)の写しを添付の**上下記郵送先へ郵送して下さい。なお、複数の講習の申込みについては、まとめて振込むことができます。(HP掲載メニュー「**受講料等合算振込の内訳書**」を添付の上その受講申込書を一括して送付して下さい。)

【振込先】

山陰合同銀行 松江駅前支店 普通預金 2144428
(口座名) シヤ)シマネロウトウキジュンキョウカイ
一般社団法人 島根労働基準協会

5 申込方法・注意事項

別紙申込書により申し込みの手続きをしてください。

別欄「受講申込手続き等」を必ずご覧ください。

(<https://www.shima-roukikyo.or.jp/school/kousyu/>)

仮申込として、事前に受講申込書を FAX していただくこともできます。

仮申込から 14 日以内に申込手続き(受講料の支払、申込書等の原本提出)をお願いします。

なお、仮申込を取り消す場合は必ず当協会へご連絡下さい。

*開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付できません。

6 携行品

筆記用具(筆記具、消しゴム等)、

実技の際に使用しますので、**業務で使用している呼吸用保護具(防じん・防毒等種類は問いません。)**をフィルター装着の上ご持参下さい。(使い捨てのものでもかまいません。持参されない場合は見学となりますのでご承知下さい。)

なお、必要な方は当日使い捨て防じんマスクを販売(1枚:330円(税込))いたします。

7 修了証の交付

受講修了者には所定の「修了証」を交付します。

8 本人確認について

受講当日に本人確認のため次のいずれかを持参してください。「自動車運転免許証、マイナンバーカード(表面)、公の機関が証明した資格証明書(衛生管理者免許証など)」

外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書を必ず持参してください。

9 お問い合わせ先・郵送先

〒690-0825 松江市学園一丁目5番35号

一般社団法人島根労働基準協会

(TEL 0852-23-1730 FAX 0852-23-1788)

| | | |
|--------------------|---------|------|
| 下記のいずれかに○をして下さい | | |
| WEB予約不可 | FAX 予約済 | 予約なし |

| |
|----------|
| 開催月日 |
| 令和8年6月5日 |

保護具着用管理責任者教育受講申込書

| ※受講 番号 | ふりがな | 旧姓等 併記の希望 ※注3 | 住所 | 生年月日 | ※ 修了証 番号 |
|-----------|------|---------------------------------|---------|---------------|-------------|
| | 氏名 | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> () | 〒 (-) | S 年月日 H | |
| | | <input type="checkbox"/> () | 〒 (-) | S 年月日 H | |
| | | <input type="checkbox"/> () | 〒 (-) | S 年月日 H | |
| | | <input type="checkbox"/> () | 〒 (-) | S 年月日 H | |

上記のとおり申込みます。

| | | | |
|---------------|---------|---|---|
| 島根労働基準協会加入の有無 | | 有 | 無 |
| 受講料等納入方法 | 振込・現金 | | |
| 支払年月日・金額 | 年 月 日 円 | | |

※裏面に振込金受取書の写しを添付のこと。

実技で使用しますので、業務で使用している呼吸用保護具（防じん・防毒等種類は問いません。）をフィルター装着の上ご持参ください。（使い捨てのものでもかまいません。持参されない場合は見学となりますのでご承知下さい。）

なお、必要な方は当日使い捨て防じんマスクを販売（1枚:330円(税込)）いたします。

令和 年 月 日

| | |
|--|----|
| マスク購入希望 <input checked="" type="checkbox"/> | 枚数 |
| 有 <input type="checkbox"/> ・無 <input type="checkbox"/> | 枚 |

(一社)島根労働基準協会長 殿

(1人1枚です)

〒 (-)
事業場所在地
事業場名称
代表者職氏名
TEL _____ FAX _____

㊞

※個人でお申込の場合も電話番号は必ずご記入ください。

- 注1 ※印の欄へは受講者が記入しないでください
注2 申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。
注3 修了証に旧姓等の併記ができます。ご希望の方は、に \blacktriangledown 点、()に旧姓等を記入の上、提出していただき、旧姓等が確認できる書類（戸籍謄本、住民票、運転免許証等）を添付してください。
注4 外国籍の方は「講習会受講における日本語の理解力確認書」等（HP参照）も併せて提出してください。
注5 ご記入いただいた個人情報は、講習目的以外に利用することはありません。